

副本

平成28年(ワ)第289号

原告 [REDACTED] 外65名

被告 四国電力株式会社

平成29年6月26日

準備書面 (3)

広島地方裁判所民事第2部 御中

被告訴訟代理人弁護士

田代



同弁護士

松繁



同弁護士

川本賢



同弁護士

水野絵里奈



同弁護士

福田



同弁護士

井家武



## 目 次

第1	人格権に基づく差止請求について .....	1
1	人格権に基づく差止請求の要件として「具体的危険性」の存在 が必要であることについて .....	1
2	科学技術の利用に関する基本的な理念と原子力裁判における 「具体的危険性」の判断の枠組みについて .....	2
3	「具体的危険性」の有無の判断において、科学的・専門技術的 知見を踏まえることは不可欠であることについて .....	7
4	人格権侵害の「具体的危険性」の存在に係る主張立証責任の所 在について .....	8
(1)	人格権に基づく差止訴訟の一般原則からの帰結について .....	8
(2)	まず原子炉設置者において安全性に欠ける点のないことにつ いて主張立証する必要があるとする見解について .....	9
ア	原告らはほとんどが本件発電所から相当遠方に居住してい ることについて .....	10
イ	本件発電所の安全管理に関する資料の入手は容易であるこ とについて .....	11
5	仮に金沢支部平成21年判決と同様の見解を採るとした場合に まず原子炉設置者においてする必要がある安全性に欠ける点のな いことについての主張立証の内容について .....	12
(1)	福島第一原子力発電所事故を踏まえて強化された規制の概要 について .....	12
ア	原子力規制委員会の設置について .....	12

イ	原子炉等規制法の改正について .....	13
ウ	新規制基準の制定について .....	15
(ア)	新規制基準の制定経緯について .....	15
(イ)	新規制基準の概要について .....	16
(2)	まず原子炉設置者においてする必要がある主張立証の内容に ついて .....	17
(3)	小括 .....	20
第2	不法行為に基づく請求について .....	20
1	不法行為に基づく差止請求について .....	20
2	不法行為に基づく損害賠償請求について .....	20
3	小括 .....	20
第3	仮に本件発電所で過酷事故が発生したとする場合の放射性物質 の放出、拡散及び被害の範囲について .....	20
1	放射性物質拡散シミュレーションに係る原告らの主張について .....	21
2	チェルノブイリ事故、福島第一原子力発電所事故における放射 能の放出・拡散による被害に係る原告らの主張について .....	22
(1)	チェルノブイリ事故について .....	23
(2)	福島第一原子力発電所事故について .....	23
ア	避難指示等の範囲について .....	23
イ	高濃度汚染地域（ホットスポット）について .....	25
ウ	不測事態シナリオについて .....	25
3	小括 .....	25

本書面は、本件訴訟における判断枠組み及びそれに関連する事項について述べるものである。原告らの請求のうち、人格権に基づく運転差止請求について採られるべき判断枠組みは、平成28年6月1日付け答弁書（以下、単に「答弁書」という。）「被告の主張」第2（6頁以下）で述べたとおりであるが、その後、①原告らが、平成28年11月16日付け原告ら準備書面2において本件訴訟における判断枠組みについて被告の主張に反論したこと、及び②人格権に基づく妨害予防請求として原子力発電所の運転差止めを求める点で本件訴訟と事案を共通にする仮処分申立事件において、本件訴訟を本案とする仮処分申立てについてのものを含め複数の判断が示されたことを踏まえ、まず、後記第1において、人格権に基づく運転差止請求において採られるべき判断枠組みについて、被告の考えを改めて敷衍して述べるとともに、必要に応じて原告らの主張に反論する。次に、原告らは、本件訴訟において、人格権に基づく差止請求のみならず、不法行為に基づく請求もするので、後記第2において、不法行為に基づく原告らの請求が認められないことを述べる。最後に、人格権に基づく差止請求の判断枠組みに関連し、原告らは、平成28年11月16日付け原告ら準備書面3及び平成29年1月13日付け原告ら準備書面4において、原告らの多くが本件発電所から相当遠方に居住する者であるにも関わらず、本件発電所で過酷事故が発生した場合、原告らはいずれも健康、生活面で重大な被害を被るおそれがある旨主張するので、後記第3において、必要な限度で原告らの主張に反論する。

## 第1 人格権に基づく差止請求について

### 1 人格権に基づく差止請求の要件として「具体的危険性」の存在が必要であることについて

人格権は、直接これを定めた明文の規定はなく、その要件や効果が自明

のものではない。仮に、極めて広範囲の人格的利益を全て人格権の内容とした場合には、その概念内容は抽象的であり、権利の外延が不明確なものとなり、その効果も不明瞭とならざるを得ない。したがって、人格権に基づく差止請求を検討する場合には、その法的解釈は厳格になされなければならない。

人格権に基づく差止請求は、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするものであるから、これが認められるためには、一般的に、

- ①人格権侵害による被害の危険が切迫しており、
- ②その侵害により回復し難い重大な損害の生じることが明らかであって、
- ③その損害が相手方(侵害者)の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、
- ④他に代替手段がなく、差止めが唯一最終の手段であること

を要する(大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号25頁)。

これらの要件のうち、①の人格権侵害による被害の危険の切迫性の要件は、他の②～④の要件の前提となるものであるが、本件訴訟のような妨害予防請求においては、将来発生するか否か不確実な侵害の予測に基づいて相手方の権利行使を直接制約するものであるから、単に理論的ないし抽象的に危険性が存在するというのでは足りず、人格権侵害による被害が生じる「具体的危険性」の存在が必要である。このことは上記大阪地裁判決のほか、従来の原子力発電所の差止請求訴訟の裁判例も等しく示してきたところである。

## 2 科学技術の利用に関する基本的な理念と原子力裁判における「具体的危険性」の判断の枠組みについて

(1) およそ科学技術を利用した現代文明の利器は全て、その効用の反面に、

多かれ少なかれ危険発生の可能性を内包している。社会はこの危険を人為的に管理して人類の利用に役立ててきたのであり、そこにおいては、危険が内在していること自体は当然の前提として、その内在する危険が顕在化しないよう、いかに適切に管理できるかが問題とされてきた。

したがって、原子力発電所に関しても、原子力発電に危険が内在すること自体が問題なのではなく、原子力発電に内在する危険が顕在化しないよう適切に管理できるかどうか問題とされるべきであり、裁判においては、このような観点から、内在する危険を適切に管理できるかどうか、具体的危険性の有無という形で判断されることになる。これに対し、論理的ないし抽象的、潜在的な危険性の存在のみをもって原子力発電の利用を否定することは、現代社会における科学技術の利用そのものを否定することになり、妥当ではない。

- (2) この科学技術の利用に関する基本的な理念は、行政法規の規定にも具現化されている。原子炉等規制法<sup>1</sup>では、発電用原子炉を設置しようとする者は原子力規制委員会の許可を受けなければならないとされ（原子炉等規制法43条の3の5第1項）、その許可の基準として「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること」「その者に重大事故<sup>2</sup>（・・・）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又

---

<sup>1</sup> 正式には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」という。

<sup>2</sup> 「重大事故」とは、「炉心の著しい損傷」及び「核燃料物質貯蔵施設に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。

は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」（同法43条の3の6第1項2～4号）などが必要とされている。

これは、原子力発電に一定の危険が内在することを前提として、そのような危険が具体的なものとして顕在化しないよう管理していくことが念頭に置かれたものである。仮に論理的ないし抽象的、潜在的な危険性が少しでもあれば原子力発電所の建設及び運転は一切許されないというのであれば、それは上記の原子炉等規制法の枠組みを否定することになる。

- (3) 従前の裁判例が上記の科学技術の利用に関する基本的な理念に沿う形で判示していることは、答弁書「被告の主張」第2の2(1)～(4)（9～11頁）で述べたとおりである。そして、以下の裁判例のとおり、福島第一原子力発電所事故を経た現在においても、この基本的な理念は妥当すると考えられる。

ア 「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生危険がないという「絶対的安全性」を達成することはできないと考えられており、科学技術を利用した設備、機器等は、何らかの程度において人の生命、身体、健康、財産等を侵害する危険を伴っているが、その危険性を、当該設備等の品質や安全性についての規制等により一定程度以下に管理し、管理された危険性の程度が社会通念上容認できる水準以下にとどまると考えられる場合に、いわば「相対的安全性」が認められるものとして、その利用が許容されている。・・・原子力発電所は、放射線物質（ママ）による被害発生危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていると認められる場合に、安全性が認めら

れる施設として運転が許されると解するのが相当である。」（大阪高裁平成29年3月28日決定・裁判所ウェブサイト（高浜発電所3・4号機運転差止仮処分命令申立保全抗告事件））（乙113（86～87頁））

イ 「どのような事象が生じてても発電用原子炉施設から放射性物質が周辺環境に放出されることのない安全性を確保することは、少なくとも現在の科学技術水準をもってしては不可能というべきであって、想定される事象の水準（レベル）をいかに高く設定し、当該事象に対する安全性の確保を図ったとしても、想定された水準（レベル）を超える事象は不可避免的に生起するのであり、また、そのような事象が生じる頻度が極めてまれなものであるとしても、当該事象が当該発電用原子炉施設の運用期間（発電用原子炉施設に核燃料物質が存在する期間）中に生じる可能性が零ということとはできない。・・・そして、そのようなリスクを許容するか否か、許容するとしてどの限度まで許容するかは、社会通念を基準として判断するほかないというべきである。」

（福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定（以下「宮崎支部平成28年決定」という。）・判例時報2290号94頁（川内原子力発電所1・2号機運転差止仮処分命令申立即時抗告事件））

ウ 「人格権に基づく妨害予防請求としての発電用原子炉施設の運転等の差止請求において当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性は、結局のところ、我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するかという観点から判断すべきであるものと解される。そして、我が国の社会が容認する当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性の水準が不易なものではなく、新たな科学的技術的知見の獲得や発電用原子炉



施設を取り巻く社会の意識の変化に応じ、時代とともに変化する性質のものであることは承認しなければならない。そして、我が国の発電用原子炉施設の設置、運転等は、原子炉等規制法による安全規制に服することによって初めて可能であるところ、本件改正後の原子炉等規制法は、福島第一原発事故の教訓等に鑑み、発電用原子炉施設の安全規制に最新の科学的技術的知見を反映させ、発電用原子炉施設を常に最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合することを求めるとともに、科学的、技術的手法の限界を踏まえて、想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても、放射性物質が周辺環境に放出されるような重大事故が生じないよう、重大事故対策の強化を求めるものであると解される。そして、このような本件改正後の原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば、原子炉等規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解される。このような、本件改正後の原子炉等規制法に基づく安全規制のありようは、現時点における我が国の社会が容認する当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性の水準であるというべきであって、そこに、債権者らが主張するような「極めて高度な安全性」を発電用原子炉施設に求める趣旨のものであると解する根拠は見いだせない。」（広島地裁平成29年3月30日決定・公刊物未登載（伊方発電所3号機運転差止仮処分命令申立事件））（乙114（212～213頁））

3 「具体的危険性」の有無の判断において、科学的・専門技術的知見を踏まえることは不可欠であることについて

(1) 上記2のとおり、原子力裁判においては、原子力発電に内在する危険性を管理できるかどうか、具体的危険性の有無という形で判断されることになるが、原子力発電が高度に科学的・専門技術的なものである以上、この具体的危険性の有無の判断に際しては、科学的・専門技術的知見を踏まえることが不可欠である。

(2) この点に関し、伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する最高裁判決（最一小判平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁）においても、「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、・・・原子炉施設の安全性が確保されないときは、・・・深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、・・・原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される」「原子炉施設の安全性に関する審査は・・・多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、右審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである」「内閣総理大臣は、・・・あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めているのは、右のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、・・・基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当であ

る」と判示されている。

同最高裁判決は、原子炉等規制法に基づく行政処分取消しに係るものではあるが、行政訴訟であっても、人格権に基づく差止請求訴訟であっても、原子炉施設の安全性が確保されているか否かという基本的な問題点は共通しており、これを判断する際に、科学的・専門技術的知見を踏まえる必要があるという点は、何ら異なることはない。

例えば、上記大阪高裁平成29年3月28日決定は、「安全性の基準の策定及び基準への適合性の審査においては、・・・原子力工学をはじめ多方面にわたる極めて高度な最新の科学的・技術的知見に基づく総合的判断が必要とされ」「原子力発電所の安全性の確保について、前記・・・の制度がとられたのは、このような安全性の審査の特質を考慮し、安全性の具体的基準の策定及び個々の原子力発電所の安全性の審査を、各専門分野の学識経験者等によって構成され、専門性・独立性が確保された原子力規制委員会の科学的・技術的知見に基づく合理的判断に委ねる趣旨であると解される」としている（乙113（89頁））。また、宮崎支部平成28年決定は、「発電用原子炉施設の安全性確保のための具体的な審査基準の設定及び当該審査基準適合性についての判断は、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものである」としている（判例時報2290号96頁）。

#### 4 人格権侵害の「具体的危険性」の存在に係る主張立証責任の所在について

##### (1) 人格権に基づく差止訴訟の一般原則からの帰結について

人格権に基づく妨害予防請求として原子力発電所の運転差止めを求める訴訟では、当該原子力発電所に安全性に欠けるところがあって、原告

の人格権，すなわち，生命，身体が侵害される具体的危険性の存在についての主張立証責任は，人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり，原告が負うものである。

原告らの請求のうち，人格権に基づく妨害予防請求権を根拠とする本件発電所の運転差止めの請求については，本件発電所の運転により原告らの人格権が侵害される具体的危険性の存在について，原告らがその主張立証の責任を負う。

- (2) まず原子炉設置者において安全性に欠ける点のないことについて主張立証する必要があるとする見解について

名古屋高等裁判所金沢支部平成21年3月18日判決（以下「金沢支部平成21年判決」という。）・判例時報2045号36頁は，「本件原子炉の安全性については，控訴人（被告注：原子炉設置者）の側において，まず，その安全性に欠ける点のないことについて，相当の根拠を示し，かつ，必要な資料を提出した上で主張立証する必要がある，控訴人がこの主張立証を尽くさない場合には，本件原子炉に安全性に欠ける点があり，その周辺に居住する住民の生命，身体，健康が現に侵害され，又は侵害される具体的危険があることが事実上推認されるものというべきである。そして，控訴人において，本件原子炉の安全性について前記説示の主張立証を尽くした場合は，本来主張立証責任を負う被控訴人らにおいて，本件原子炉に安全性に欠ける点があり，被控訴人らの生命，身体，健康が現に侵害され，又は侵害される具体的危険があることについて，その主張立証責任に適った主張立証を行わなければならないとするのが相当である。」と判示する。

そして，このような主張立証の手順が採用される理由について，金沢

支部平成21年判決は、①原子力発電所において、その安全管理が不十分で放射性物質が原子炉の外部へ排出された場合、この放射性物質により当該発電所の原子炉周辺に居住する住民の被ばくの可能性が存在すること、②原子力発電所の安全管理の方法は、発電所ごとに異なり、かつ、その資料は全て原子炉設置者の側が保持していることなどを考慮した結果だと説明する。

しかるに、本件訴訟においては、次に述べるように上記①及び②を考慮すべき事情が必ずしも存在しないため、そのまま上記の主張立証の手順を経るのは適当ではない。

ア 原告らはほとんどが本件発電所から相当遠方に居住していることについて

金沢支部平成21年判決がいう主張立証手順の採用の理由①は、原子力発電所において放射性物質を環境に放出する事故が発生した場合、基本的には、当該発電所からの距離が遠くなればなるほど、具体的危険が及ぶ可能性は低くなり、距離が近くなればなるほどその逆になることに鑑み、原子炉周辺に居住する住民との関係において、当該原子炉で放射性物質を環境に放出する事故が発生した場合の影響の大きさ（具体的危険が及ぶ可能性の高さ）を考慮し、事業者における主張立証の必要性を指摘したものであると考えられる。一方、本件訴訟を提起した原告らは、訴状別紙当事者目録記載によればそのほとんどが本件発電所から相当に遠方に居住している者であるところ、後記第3で述べるとおり、当該原告らについては、被告が講じている安全確保対策を考慮するまでもなく、人格権が侵害される可能性は極めて低い。このような原告らについては、上記①を考慮すべき事情は存在しない

といえる。この点、宮崎支部平成28年決定は、原告が「遠く離れた地域に居住等する者である場合には、主張、立証責任を負うべき原告において」、「具体的危険が存在することを主張立証すべきである。」

(判例時報2290号96頁)と判示している。

イ 本件発電所の安全管理に関する資料の入手は容易であることについて

また、金沢支部平成21年判決がいう主張立証手順の採用の理由②は、被控訴人らが具体的な主張立証を行うために用いることができる資料が、控訴人(原子炉設置者)に比して著しく少ないことを考慮したものであると考えられる。一方、例えば、被告は、本件3号機について、平成25年7月8日、新規制基準への適合性を踏まえた原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請を原子力規制委員会に行い、その後、本件3号機に係る安全管理に関する事項について、広範かつ詳細な審査が行われたところ、当該審査に係る会合については、同委員会のウェブサイトにおいて、原則として全ての審査状況が動画配信されており、配付資料及び議事録とともに常時公開されている。上記判決が指摘するとおり原子力発電所の安全管理に関する資料を事業者が有しているとしても、上記のとおり、原告らにおいても、同委員会のウェブサイト等からいつでも容易に本件発電所の安全管理に関する情報を入手できる状況にあり、現にそれを踏まえた主張を行っているところである。資料入手の容易性という点において、上記判決がなされた時点から大きく事情が異なっており、本件訴訟が提起された時点では上記②を考慮すべき事情は既に存在しないといえる。

5 仮に金沢支部平成21年判決と同様の見解を採るとした場合にまず原子炉設置者においてする必要がある安全性に欠ける点のないことについての主張立証の内容について

仮に、まず原子炉設置者において安全性に欠ける点のないことについて主張立証する必要があるとする金沢支部平成21年判決と同様の見解を採るとしても、そこで原子力発電所の安全性に欠ける点のないことに関し、原子炉設置者がその必要を負うものとされる主張立証がどのようなものであるかについては、原子力発電所の安全確保を担保するために講じられている規制、特に福島第一原子力発電所事故を踏まえて強化された規制の内容等に基づいて検討されなければならない。

以下、福島第一原子力発電所事故を踏まえて強化された規制の概要を説明し、これを踏まえた主張立証責任の在り様について主張する。

(1) 福島第一原子力発電所事故を踏まえて強化された規制の概要について

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会が発足し、原子炉等規制法が改正され、関連する原子力規制委員会規則等（新規制基準）が定められた。これらの概要は以下のとおりである。

ア 原子力規制委員会の設置について

平成24年6月20日、原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という。）が成立し、原子力利用における安全の確保及び原子炉に関する規制等を行う機関として、原子力規制委員会が設置された。

原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去するとともに、一つの行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故

の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子炉に関する規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資する役割を持って（設置法1条）、国家行政組織法3条2項の規定に基づき、環境省の外局として設置された行政機関であり、いわゆる3条委員会として高度の独立性が保障されている。

原子力規制委員会は、原子力利用における安全の確保を図ること（原子炉に関する規制に関することを含む。）を任務とし（設置法3条）、原子力利用における安全の確保に関すること、原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関することなどの事務をつかさどる（設置法4条）。原子力規制委員会は、委員長及び委員4人をもって組織され（設置法6条）、委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（設置法7条）、独立してその職権を行う（設置法5条）。原子力規制委員会は、情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならない（設置法25条）とされている。

#### イ 原子炉等規制法の改正について

福島第一原子力発電所事故を踏まえて改正された原子炉等規制法1条には、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質



が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し」、「原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う」等の文言が明記された。また、設置許可の基準に「重大事故（・・・）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」等があること（原子炉等規制法43条の3の6第1項3号）が加えられるなど、重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）への対策（重大事故等対策）が強化された。さらに、原子力規制委員会が、設置許可基準に係る規則を定めること（原子炉等規制法43条の3の6第1項4号）、当該基準に適合していない場合には、発電用原子炉の設置者に対して、使用停止等の処分を行うことができること（原子炉等規制法43条の3の23第1項。いわゆる「バックフィット制度」）、40年の運転期間の制限の原則を設けること（原子炉等規制法43条の3の32）などの改正が行われた。

ちなみに、発電用原子炉に対する段階的な規制の仕組みは維持された。すなわち、発電用原子炉を設置して運転しようとする者は、①原子力規制委員会の原子炉設置許可を受け（原子炉等規制法43条の3の5、43条の3の6）、②工事の計画について原子力規制委員会の認可を受け（原子炉等規制法43条の3の9）、③原子力規制委員会の使用前検査に合格することを要し（原子炉等規制法43条の3の11）、④保安規定を定めて原子力規制委員会の認可を受けなければならない（原子炉等規制法43条の3の24）。さらに、運転開始後に

においても、⑤一定の時期ごとに原子力規制委員会が行う施設定期検査を受けなければならない(原子炉等規制法43条の3の15)。なお、発電用原子炉設置許可を受けた者が所定の事項を変更しようとするときは、⑥原子力規制委員会の設置変更許可(原子炉等規制法43条の3の8)を受けた上、設置許可と同様に、工事計画認可、使用前検査及び必要により保安規定変更認可を受けなければならない。

#### ウ 新規制基準の制定について

##### (ア) 新規制基準の制定経緯について

原子力規制委員会の発足を受け、同委員会の下に「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」、「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」等が置かれ、福島第一原子力発電所事故の直後から原子力安全委員会や原子力安全・保安院で行われてきた、事故原因や安全対策等に関する検討を引き継ぐ形で、新規制基準の検討が行われた。各チームの会合には、原子力規制委員会担当委員、多様な学問分野の外部専門家をはじめ、原子力規制庁及び旧独立行政法人原子力安全基盤機構の職員らが出席し、それぞれ約8か月間、回数にして12回から23回にわたり会合が開かれ、議論が重ねられた。なお、外部専門家については、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」(乙83)に基づき、透明性・中立性を確保するため、電気事業者等との関係について自己申告を行うことが求められ、申告内容は同委員会のウェブサイト上で公開された。また、新規制基準の検討にあたっては、意見公

募手続（パブリックコメント）が2度にわたって行われ、原子力規制委員会規則等に加え、同委員会の内規（審査基準に関する内規、規制基準に関連する内規及び許認可等の手続に関連する内規）についても、同手続の対象とされた。

(イ) 新規制基準の概要について

上記(ア)の経緯により「新規制基準」と総称される一連の規則等が制定された。例えば、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可については、原子炉等規制法43条の3の6第1項各号に適合することが求められるところ、同項4号において、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と規定されている。この「原子力規制委員会規則」として設置許可基準規則<sup>3</sup>が定められ、さらに、その解釈として、設置許可基準規則解釈<sup>4</sup>（乙67）が定められた。

原子力発電所における安全確保に関し、新規制基準では、より保守的な考慮を行うことなどにより結果として地震及び津波への備えが強化されたほか、設計上考慮すべき事象の想定が追加・強化された。また、万一重大事故等が発生した場合においても、放射性物質が環境に異常に放出されるような事態に進展しないようにするための対策を改めて求めるなど、福島第一原子力発電所事故により得られた知見

---

<sup>3</sup> 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」という。

<sup>4</sup> 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」という。

を反映した諸対策が規定された。

- (2) まず原子炉設置者においてする必要がある主張立証の内容について
- ア 上記(1)のとおり、発電用原子炉の設置及び運転等については、重大事故等対策が強化されるとともに、段階的な規制の各段階において、専門性、独立性を有する原子力規制委員会による安全審査が行われるものとされており、さらに、既に許認可等を受けている場合であっても、設置許可基準に適合していない場合には原子炉の使用停止等の処分をすることができることなど、段階的かつ網羅的な体系により厳格な規制が行われている。原子力規制委員会による厳格な規制によって、当該発電用原子炉の安全性に欠けるところがないことが担保されているのである。

以上を踏まえて、原子力発電所の安全性に欠ける点のないことに関し、まず原子炉設置者においてする必要があるとされる主張立証の内容についてみると、原子炉設置者は、原子力規制委員会から所要の許認可を受けるなどして現在の安全規制の下でその設置及び運転等がされていることを主張立証すれば足りるというべきである。

これに対し、原告らは、「新基準に依拠した場合であっても、これへの適合性が立証されたならば、当然に安全性に欠ける点がないことについて相当な根拠があると言えるのか疑問であり、そこには飛躍があるから、このような推定は成立しないというべきである」（原告ら準備書面2第4（9頁））旨述べるが、これは、福島第一原子力発電所事故を踏まえて強化された規制の内容を踏まえない主張であって理由がない。

この点に関して、上記大阪高裁平成29年3月28日決定は、「ま

ず、抗告人（被告注：原子炉設置者）において、本件各原子力発電所が原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合することを、相当の根拠、資料に基づいて主張立証すべきであり、・・・抗告人において本件各原子力発電所が安全性の基準に適合することの主張立証を尽くしたと認められるときは、相手方らにおいて、原子力規制委員会の策定した安全性の基準自体が現在の科学的・技術的知見に照らして合理性を欠き、又は、本件各原子力発電所が安全性の基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断が合理性を欠くことにより、本件各原子力発電所が安全性を欠くことを主張立証する必要があるというべきである。」としており（乙113（90頁））、宮崎支部平成28年決定及び広島地裁平成29年3月30日決定においても概ね同旨の判断がされている。また、九州電力株式会社玄海原子力発電所3号機におけるMOX燃料使用差止請求訴訟の控訴事件において、福岡高裁平成28年6月27日判決・公刊物未登載は、「本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準（中略）が満たされていることが確認された場合には、被控訴人（被告注：原子炉設置者）は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる」とした原判決の判示は相当」として、審査基準に適合しているというだけでは、被控訴人側において尽くすべき安全性の証明がなされたことにはならないとする控訴人らの主張を退けている（乙115（10頁））。

イ 答弁書「被告の主張」第11の2(2)（286～287頁）で述べたとおり、被告は、福島第一原子力発電所事故後の安全確保対策を踏ま

え、平成25年7月8日に本件3号機に係る原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可に係る各申請を原子力規制委員会に対して行った。そして、原子炉設置変更許可申請については、平成27年5月21日から平成27年6月19日までの間、原子力規制委員会が作成した本件3号機の審査書案に対する科学的・技術的意見の公募手続（パブリックコメント）が実施された上で、平成27年7月15日に開催された平成27年度第19回原子力規制委員会において、「四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）に関する審査書」の案が付議、了承され、被告の申請に対する同委員会の許可処分がなされた（乙16, 87）。また、工事計画認可及び保安規定変更認可に係る各申請については、原子炉設置変更許可申請に係る審査と並行し、原子炉設置変更許可申請の許可後も引き続き、審査が進められ、工事計画については平成28年3月23日に、保安規定の変更については平成28年4月19日に、それぞれ原子力規制委員会の認可処分がなされた（乙62, 88, 89）。上記許認可申請に係る審査は、その終了までに、原子力規制委員会において78回に及ぶ審査会合、事務局による約600回に及ぶヒアリングがそれぞれ行われている。その後、本件3号機については、工事計画の認可処分がなされたことを踏まえ、本件3号機で実施した安全対策工事が認可を受けた工事計画のとおりであることを確認する検査（使用前検査）を受検するための申請を原子力規制委員会へ行い、平成28年9月7日に検査を終了し（乙116）、通常運転を再開している。

### (3) 小括

以上のとおり、仮に、まず原子炉設置者において安全性に欠ける点のないことについて主張立証する必要があるとする金沢支部平成21年判決のような見解を採るとしても、被告は既に主張立証の必要を果たしているといえる。

## 第2 不法行為に基づく請求について

### 1 不法行為に基づく差止請求について

原告らは、人格権に基づく差止請求のみならず、不法行為に基づく差止請求もするところ、そもそも民法の明文上認められる不法行為の効果は、723条に定める「名誉を回復するのに適当な処分」を除き損害賠償のみであり、不法行為を根拠に差止請求権が当然に導かれるものではない。

### 2 不法行為に基づく損害賠償請求について

また、原告らは、被告が本件発電所を稼働し得る状態で保持すること及び本件発電所の運転を再開し継続的に運転することによって生じる精神的苦痛に対する損害賠償請求もするところ、不法行為の要件事実については民法の一般原則に照らし、原告らにおいて主張立証しなければならない。よって、まずは原告らにおいて、原告らに現に生じている精神的苦痛についてのもを含め、不法行為の各要件事実について具体的に主張立証すべきであるが、原告らはそれをしない。

### 3 小括

以上のとおり、不法行為に基づく原告らの請求は認められない。

## 第3 仮に本件発電所で過酷事故が発生したとする場合の放射性物質の放出、拡散及び被害の範囲について

答弁書「被告の主張」第1の2及び3（3～5頁）で述べたとおり、被

告の講じている安全確保対策により、本件発電所において、福島第一原子力発電所事故等のように放射性物質が大量に放出されるような事態に至る具体的危険性はないところ、本件訴訟を提起した原告らのほとんどが本件発電所から相当に遠方に居住している者であることから、当該原告らについては、被告が講じている安全確保対策を考慮するまでもなく、人格権が侵害される可能性は極めて低い（答弁書「被告の主張」第2の4（13頁以下））。原告らは、過酷事故が発生した場合に健康被害を受ける地域は想像以上に広範囲にわたり、その被害の態様も様々であると、宮崎支部平成28年決定を批判し（原告ら準備書面2（6頁以下））、放射性物質の拡散シミュレーション結果や1986年の旧ソビエト社会主義共和国連邦のチェルノブイリ原子力発電所の事故（以下「チェルノブイリ事故」という。）等について述べた上で、原告らは、本件発電所において過酷事故が発生した場合、いずれも健康面・生活面で重大な被害を被るおそれのある者であると主張する（原告ら準備書面3及び4）が、上記原告らの主張には、相当でない点や看過できない点が含まれていることから、以下、必要な範囲で反論する。

1 放射性物質拡散シミュレーションに係る原告らの主張について

原告らは、本件発電所において過酷事故が発生した場合の被害予測として、株式会社環境総合研究所による放射性物質拡散シミュレーション（原告ら準備書面3（20～22頁））、原子力規制庁による放射性物質拡散シミュレーション（原告ら準備書面3（23～25頁））を示す。

これらのシミュレーションは、福島第一原子力発電所事故と同程度の事故並びに放射性物質の放出及び拡散が生じることを前提として、その他の条件を加味してなされたものであると思料されるが、答弁書「被告の主張」



第10（259頁以下）で述べたとおり、被告は福島第一原子力発電所事故のような事故を起こさないよう安全確保対策の強化を図るとともに、万が一、事故防止に係る安全確保対策が奏功しない場合も想定し、事故の影響を緩和するための対策や原子力防災対策を講じて本件3号機を運転しており、また、本件3号機と同等の対策を講じた後でなければ、本件2号機を運転しないこととしている（答弁書「被告の主張」第11の2(2)（287頁））。ちなみに、被告は原子力規制庁が行った放射性物質拡散シミュレーションの詳細は知らないが、原告らが本件発電所で福島第一原子力発電所事故並みの過酷事故が起こった場合における100km地点の住民の被ばく線量が7日間で約4.32mSvになることを読み取ったというグラフ（甲A10の2（42頁））は、拡散距離が最も遠隔となる本件発電所のSSW（南南西）方向のデータであって、原告らの大多数が居住する広島市とは逆方向のものであると思われる。

また、原告らは、瀬尾健氏による本件3号機において過酷事故が発生した場合の死者数等の予測（原告ら準備書面3（25～26頁））も示すが、当該予測はそもそも前提条件が明確でない上に、住民等が避難行動を一切行わないものとして算定されたものである。

よって、これらのシミュレーションは、いずれも原告らが重大な被害を被るおそれがあることの根拠にはならない。

## 2 チェルノブイリ事故，福島第一原子力発電所事故における放射能の放出・拡散による被害に係る原告らの主張について

原告らは、チェルノブイリ事故，福島第一原子力発電所事故におけるセシウム137による汚染状況を基に、本件発電所で過酷事故が発生した場合、汚染範囲は半径1000kmにも及ぶと述べる（原告ら準備書面3第1

の1, 2(4頁以下), 同準備書面4の1(4)(3頁)が, 以下述べる通り, いずれも原告らが重大な被害を被るおそれがあることの根拠にはならない。

(1) チェルノブイリ事故について

チェルノブイリ事故は, 本件発電所と異なり, 事故が発生した場合に放射性物質を閉じ込める機能を果たす原子炉格納容器もなく, さらに減速材に水ではなく黒鉛を用いていたために, その黒鉛の火災によって上昇気流が生じたなどの要因が重なって, 放射性物質が広範囲に拡散したものであり(乙117(50頁, 53頁)), 原子炉の仕組み等が全く異なるチェルノブイリ事故の汚染範囲をもって, 仮に本件発電所で事故が生じた場合に, 同様の汚染範囲が生じるということとはできない。

(2) 福島第一原子力発電所事故について

ア 避難指示の範囲について

福島第一原子力発電所事故において, 同事故以降, 平成29年4月1日に至るまでの期間で避難の指示が行われた範囲(海域を除く。)は図のとおりである。

平成25年8月7日現在



図 福島第一原子力発電所事故以降，平成29年4月1日に至るまでの期間で，避難の指示が行われた範囲（海域を除く。）（乙118）

福島第一原子力発電所事故における避難指示の範囲は，福島第一原子力発電所から50km程度までに留まっており，原告らの主張する被害の範囲に比して遥かに狭い。

#### イ 高濃度汚染地域（ホットスポット）について

原告らは、福島第一原子力発電所より100kmから160kmの地域に高濃度汚染地域（ホットスポット）が現れている旨述べる（原告ら準備書面3第1の3(2)オ（28～29頁））が、ホットスポットは日常的に人が立ち入らないような場所に局所的にできやすいことに加え、地表面で比較的高い放射線量を示すことがあっても、そこから1m程度離れば周辺の放射線量とほぼ同じレベルになることから、ホットスポットが発生していたとしても、日常生活の支障となるものではないとされている（乙119, 120）。

#### ウ 不測事態シナリオについて

原告らは、近藤駿介原子力委員会委員長（当時）が作成した「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」を基に、250km以遠に被害が生じた可能性があり、また、その被害範囲も決して最悪のシナリオというわけではないと述べる（原告ら準備書面3第1の2(3)(16～18頁））。

しかしながら、福島第一原子力発電所と本件発電所とでは原子炉の数及び総出力が異なることから、事故が発生した際に大気中に放出すると想定される放射性物質の量も異なるのであるし、そもそも、本件3号機においては、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、放射性物質の大気中への大量放出を防止する対策等を講じた（答弁書「被告の主張」第10の3(2)（268頁以下））のであるから、上記不測事態シナリオの内容を、本件発電所にそのまま当てはめることはできない。

### 3 小括

以上のことより、仮に本件発電所において放射性物質が環境に大量に放

出される事態を想定したとしても、原告らのうち、その大多数を占める本件発電所から約100kmと相当に遠方の広島市に居住する者らの人格権が直ちに侵害されるとは考えられない。まして、本件発電所から約700kmの距離にある関東地方等に居住する原告らの人格権が侵害されるとは到底考え難いことから、原告らのいずれもが、本件発電所で放射性物質が環境に大量に放出される事態が発生した場合に人格権が侵害される地域に居住する者であるとする原告らの主張には理由がない。

以 上